

令和2年11月30日

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会 様

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会
(事務局) 関東地方整備局 道路部 交通対策課

大型車両の通行適正化に関する啓発活動への協力について (依頼)

日頃より、国土交通行政にご理解、ご協力頂きまして有難うございます。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会では、深刻な道路の老朽化問題への対策として、各業界団体への説明会等による啓発活動により、大型車両の通行の適正化を推進する取り組みを行っております。

一方で、重量超過車両の走行が後を絶たず、その要因の一つとして、運送事業者と荷主との関係が少なからず影響していることが想定されることから、運送事業者及び荷主の各業界団体を対象に広報・啓発活動を継続的に実施しているところです。

今年度は、主に建設業界の荷主に向けてチラシ等を使用した啓発活動を行っていくこととしていきます。

つきましては、貴協会の会員企業様に対して、チラシ配布のご協力を賜りたく、よろしくお願いたします。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. ご協力頂きたい内容 | 別添に示すチラシの配布 (電子データ) |
| 2. 問い合わせ先 | 公益財団法人 日本道路交通情報センター
調査部 江田、武智
TEL 03-3261-7672
E-mail s_eda@office.jartic.or.jp (江田)
a_takechi@office.jartic.or.jp (武智) |

運ばない、運ばせない、重量違反。

運送事業者の方へ

- 重量違反すると、運転者、運送事業者とも罰則適用。
- 悪質な違反は、即時告発。



荷主の方へ

- 重量違反に関与した場合、荷主責任を追及。
- 関与が認められれば警告。主体的違反には、荷主勧告を発動。



許可を取らずに定められた重量を超えて走行したり、取得した許可の重量を超えて走行する『重量オーバー』、これらの大型車両が、道路を傷める大きな原因に。2倍の軸重オーバーで、橋梁には4,000倍もの影響があります。重量違反は止めましょう。



特殊車両通行許可が必要

定められた重さ、長さ、高さ、幅を、一つでも超える車両は許可申請を。オンライン申請もできます。



<10月は大型車通行適正化推進月間>

重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)